**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年二月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十八日

福島県喜多方市字舘野五一六五番地の二

農事組合法人喜多方葉たばこ合理化生産組合

清算人　大塚　守

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年一月十八日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十八日

大阪府摂津市鳥飼野々一丁目二六番一三号

宗教法人光明寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年一月二十二日福岡県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十八日

福岡市南区那の川一―一三―八

宗教法人祖神道本庁福岡本部

清算人　藤本　朝仁

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年一月二十三日熊本県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十八日

熊本県玉名郡長洲町上沖洲一一一番地

宗教法人祖神道本庁熊本支庁

清算人　藤本　朝仁

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十八日

大分県宇佐市大字住江三一六番地

農事組合法人住江営農組合

清算人　竹下　隆一

**第三十八期決算公告**

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 二、六一七、五〇〇 |
| 固定資産 | 二二四、九四三 |
| 合計 | 二、八四二、四四三 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 二、二七六、九三三 |
| 固定負債 | 一七九、〇九三 |
| 退職給付引当金 | 一五一、一九二 |
| 役員退職慰労引当金 | 一八、七九七 |
| その他 | 九、一〇三 |
| 株主資本 | 三八六、四一六 |
| 資本金 | 二〇、〇〇〇 |
| 利益剰余金 | 三六六、四一六 |
| 利益準備金 | 五、六五五 |
| その他利益剰余金 | 三六〇、七六一 |
| （うち当期純利益） | （五四、四七八） |
| 合計 | 二、八四二、四四三 |

平成二十八年三月十八日

東京都港区浜松町一丁目一八番一六号

株式会社ジェブ

代表取締役　小森　秀二

**配当公告**

秋田県横手市杉沢字中杉沢一九九番地六

破産者　有限会社月沢製作所

右の者に対する秋田地方裁判所横手支部平成二十七年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇八、九八九、六九五円

一、配当することのできる金額

金一一、六五〇、五〇八円

平成二十八年三月十八日

秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階

破産管財人弁護士　面山　恭子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田甲九九番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　笹川　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十八日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目二三番地

ミナミビル一〇三号

相続財産管理人　弁護士　**廣田　貴子**

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊川市伊奈町前山一番地一二五、最後の住所愛知県豊橋市二川町字北裏一番地一七

被相続人　亡　榊原　伸昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十八日

愛知県豊橋市大橋通三丁目一三九番地二

相続財産管理人　高田　晴理

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府宇治市明星町二丁目三三番地七五、最後の住所京都府宇治市明星町二丁目三三番地の七五

被相続人　亡　武山　幸子

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年3月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東倭物産株式会社　②福島県知事(1)10054　③代表取締役　中村重二郎　④福島県福島市山下町2番12号　⑤1000万円　⑥福島県知事　⑦福島県福島市五老内町3番1号　福島市長　小林香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十八日

京都市伏見区向島立河原町二二番地三

相続財産管理人　司法書士　藤尾　学

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都目黒区中根二丁目二〇〇番地、最後の住所福岡県筑後市大字山ノ井七六四番地

被相続人　亡　栗山　弘征

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十八日

福岡県久留米市西町一三六七番地

相続財産管理人　司法書士　萩尾　優子

**任意清算公告**

当法人は、平成二十七年十二月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月十八日

東京都豊島区南大塚三丁目一番六号

弁護士法人きぼう

清算人　寺町　東子